

平成20年1月22日制定

金沢大学産学官連携・知的財産活動ポリシーの運用ガイドライン

本運用ガイドラインは、金沢大学産学官連携・知的財産活動ポリシーの円滑な運用を図るため、具体的展開について制定したものである。

1. 体制、啓発活動

(1) 本学は、社会貢献のための将来構想に関する研究等を行う将来開拓部門、産学官の共同研究等を推進する連携研究推進部門、知的財産の保護・活用を図る知的財産部門、ベンチャー教育と事業化支援をする起業支援部門からなるイノベーション創成センターを設置する。本センターは、学長直轄の産学官連携推進本部の統括の下に、学内の各部局、学内外のコーディネーター及びアドバイザー、有限会社金沢大学ティ・エル・オー(KUTLO)、本学の産学官連携活動を支援する協力会組織と連携、協力しながら一体的に産学官連携業務を実施する。

このことにより、

- ・円滑で迅速な一貫性のある産学官連携の推進
- ・知的財産シーズの発掘、社会的ニーズの把握、特許出願・維持、技術移転の促進による知的創造サイクルの活性化
- ・起業化教育及び支援体制の充実

を実現する。

- (2) 本学は、研究成果を知的基盤として整備し、各種の広報媒体や説明会等により利用しやすい形で発信し、知的財産化及び技術移転により社会への還元を推進する。
- (3) 本学は、全国及び地域レベルで本学教職員による研究成果発信の支援を行い、同時に、国内外の社会、経済・産業界の動向把握を行い、学内シーズと社会ニーズのマッチングを図り、効果的な技術移転を促進する。
- (4) 本学は、共同研究・受託研究の取扱規程等を学内外に周知する。また、教職員・学生に対し、産学官連携・知的財産に関する制度・規程等の周知や研究初期段階からの戦略的知的財産確保のための研修や講習会を開催する。
- (5) 本学は、教職員の産学官連携・知的財産活動に対する貢献を奨励し、業績評価へ反映する。

2. 共同研究・受託研究の活性化

本学は、学内シーズの積極的活用を図るため、企業等との共同研究、企業等からの受託研究、技術相談、受託研究員・寄附金・寄附講座の受入れ等を行い、多様な社会ニーズの分析・把握を行い、知的創造サイクルの実現を図る。

(1) 大学組織として対応することによるシーズとニーズのマッチング体制の確立

本学は、産学連携を契約や規則に基づき組織的に行う。教職員は研究成果に関心のある企業等に関する情報をイノベーション創成センターに提出し、同センターは教職員及び KUTLO と協力して共同研究、知的財産化、及び、技術移転等を行う。

本学は、新事業、新産業への展開を目的として、学内シーズと社会ニーズを大学として組織的にコーディネートする共同研究を推進する。

本学は、地域における社会ニーズと資源を活かした産学官連携による社会、経済・産業の発展を目指す。

本学は、産学連携の活性化を図るため地元企業を中心にして組織化された協力会との協力により、企業及び自治体との産学官連携を推進する。

(2) 共同研究・受託研究に関する知的財産の帰属

共同研究により生じる知的財産権

共同研究の結果なされた発明等に係る知的財産権は、それぞれの機関帰属を原則とする。

受託研究により生じる知的財産権

受託研究の結果得られた発明等に係る知的財産権は、原則として本学の帰属とする。

知的財産権の弾力的運用

上記の項目を原則として、弾力的に運用する。

3. 知的財産権の機関帰属・保護・活用

(1) 知的財産権の帰属

本学の教職員等に係る知的財産権の適切な保護、活用を図るため、原則として係る知的財産権を本学に帰属させる。

(2) 発明等の取り扱い

本学の教職員等は、発明等をしたときは、イノベーション創成センター長に、そ

の旨を速やかに届けなければならない。

知的財産権の本学帰属の認定は適切かつ公平を担保するため、本学は、金沢大学職務発明取扱規程に基づき、発明等について、職務発明か否かの認定を行う。また、認定の錯誤を防ぐため、本学に対して異議の申し立てを認める。

(3) プログラム等の著作権

発明等の扱いに準じて、管理、運用する。

(4) 知的財産の管理

本学は、職務発明と認定された発明等について出願対象とするか否か決定し、出願対象とするときは、発明者は発明等に係る権利を本学に譲渡する。

本学は、出願対象とした発明等について出願手続きを行う。ここで、研究成果を適切に保護するため、教職員は研究成果の論文発表が行われる前に出願が行われるよう務める。

費用対効果やリスク回避等に配慮し、継続的な評価を実施し、質に応じたメリハリのある管理を国内外ともに行う。

本学は、知的財産について、本学の出願を継続しないと判断した場合は、発明を社会に有益に還元する観点から、発明等に係る権利の発明者への返還や企業への譲渡等を図る。

職務発明等の発明者は、金沢大学職務発明取扱規程に従い職務発明等の権利化及び権利価値の保全に協力するものとする。

(5) 知的財産の活用

本学の知的財産権が、社会で有効活用され社会貢献できると判断されるときは、当該知的財産権の技術移転等による活用を図る。

本学の研究成果有体物が広く社会で活用され社会貢献に資すると認められる場合は、公表、開示、提供に努める。

(6) 対価収入の発明者等への還元

本学は、発明等の促進、研究意欲の向上を図り、知的財産権の権利化及び活用を推進するため、権利が登録された時点での報奨、及び実施許諾や譲渡による対価収入を得た場合の発明者への還元を行う。

本学は、発明等の促進、研究意欲の向上を図り、研究成果有体物の活用を促進するため、研究成果有体物の譲渡により収入を得た場合は、研究成果有体物の作成者に譲渡補償金を支払う。

(7) 大学発ベンチャーに対する優遇措置

発明者が本学の知的財産権を活用して起業する場合は、当該知的財産権の使用に対して優遇措置を講じる。

4. 教育・人材育成

- (1) 大学発ベンチャービジネス育成のため、全学の共同研究設備の整備、ベンチャービジネスを指向したテーマの募集、研究の実施、研究指導やセミナー等を行う。
- (2) ベンチャービジネスマインド醸成のため、若手研究者や学生を対象として、起業家セミナー、ビジネス化を指向した研究成果の発表会、ビジネスプランコンテスト等を行う。

5. 指針の遵守

適切かつ円滑な知的財産の活用を図るため、次の対応を行う。

(1) 政府資金を原資とする研究成果による知的財産権

本学は、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月23日総合科学技術会議)に則り、大学の役割、研究自由度の確保を踏まえ、他大学からの求めに応じて、合理的な料率で、非排他的な実施許諾を行う。

(2) リサーチツール特許

本学は、リサーチツール特許のライセンスの授受については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日総合科学技術会議)の考え方に基づき対応する。ライフサイエンス分野の研究開発を促進し国際競争力を向上させるため、他者からの求めに応じて、原則として合理的な料率で、非排他的な実施許諾を行う。大学等の間でのライセンス供与は、大学等の学術振興の観点から無償(研究成果有体物提供等に伴う実費を除く。)とする。

6. 産学官連携の国際的展開

国際的な産学官連携活動については、以下の考え方により推進する。

(1) 国際的な産学官連携に関する基本的な考え方

本学は、知的財産の活用を世界的に展開するために、研究成果及び知的財産を世界に向けて発信する。

本学は、国際的な産学官連携で指導的な役割を果たす研究者を養成するため、教職員の国際交流を支援する。

本学は、世界的なニーズの把握・分析につとめ、技術移転、及び、海外の大学や企業との共同研究を促進する。

(2) 国際的に通用する知財人材の育成

本学は、経験者の投入、経験者の下でのOJTによる人材育成を行い、体系的教育カリキュラムを構築する。

(3) 組織体制

本学は、国際的な産学官連携活動は、産学官連携推進本部、イノベーション創成センター、学内の関連部門及びKUTLOと連携・協力をもって進める。

(4) 情報発信、リエゾン活動

本学は、世界に通用する学内シーズの把握と海外への情報発信を行う。

本学は、海外の交流協定校、国際的な共同研究等の拠点、KUTLOの海外リエゾン拠点等のネットワークを活用して、情報の収集と発信を行う。

外国為替及び外国貿易法、生物多様性条約等の各種関係法令を遵守する。

(5) 外国特許の出願・取得・維持

本学は、外国特許の出願・取得・維持のために、知財関係の人材の育成、学内組織の整備、海外協力機関の整備を行う。

海外大学・企業等との共同研究・受託研究の研究成果を知的財産権として権利化する際には、中長期的な視点に立ち国際的に通用する基本的な知的財産権を確保し活用することに留意する。

7. その他

本運用ガイドラインは、社会のニーズや本学を取り巻く環境の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

金沢大学技術移転基本指針及び金沢大学知的財産基本指針は廃止する。